

発議第 15 号

伊賀市議会の解散に関する決議について

伊賀市の議会解散に関する決議を次のとおり提出しようとする。

令和6年10月15日提出

提出者 伊賀市議会議員

近森 正利

北山太加視

釜井 敏行

西條エリ子

西田 方計

増田 雄

森中 秀哲

福村 教親

川上 善幸

北森 徹

福岡 正康

宮崎 栄樹

山下 典子

市川 岳人

赤堀 久実

田中 寛

上田 宗久

中谷 一彦

百上 真奈

中岡 久徳

伊賀市議会の解散に関する決議

平成16年11月1日に1市3町2村が合併して伊賀市が誕生したが、その際、旧市町村の全議員を伊賀市議会議員として引き続き在任とする特例を適用し、議員の任期が延長されたため、伊賀市長の選挙後約5か月という短期間のうちに市議会議員選挙が執行され、合併から20年が経とうとしている。

少子高齢化や人口減少が進むなか、社会保障等に伴う扶助費の増大、また、公共施設等の老朽化に伴う整備など、伊賀市においても解決すべき課題が山積しており、限られた財源のなかで行政サービスを継続していくためには、行財政改革が求められるところである。

こうした中、二代表制の一翼を担う私たち議会においても、市民の負託に応えることを最優先とし、議員定数の削減など不断の議会改革に取り組んできたところである。令和5年10月には市議会議員一般選挙を市長選挙に併せて同時に執行するための措置を講ずる決議を可決し、更なる改革の取組を進めてきた。

この度、自ら約5か月の任期を残し自主解散を行い、市議会議員一般選挙と市長選挙を同時に行うことを選択することは、投票率の向上や事務の効率化、ひいては歳出の削減により行政サービスの向上に資するものである。

よって、令和6年11月に執行予定の伊賀市長選挙に併せて伊賀市議会議員一般選挙が同時に執行できるよう、地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条の規定に基づき、令和6年10月15日をもって伊賀市議会を解散する。

以上、決議する。

令和6年10月15日

三重県伊賀市議会